



Mercedes-Benz

Press Information

2024年3月12日

企業情報

消費者庁からの課徴金納付命令について

メルセデス・ベンツ日本株式会社(本社:千葉県千葉市)は、消費者庁より2021年12月10日付で不当景品類及び不当表示防止法(以下、景品表示法)第7条第1項の規定に基づく措置命令(以下、本件措置命令)を受けた件に関して、本日2024年3月12日に、同庁より景品表示法第8条第1項に基づく課徴金納付命令(以下、本件課徴金納付命令)を受けました。

なお、本件課徴金納付命令は、2021年12月10日に受けた本件措置命令に対するものであり、新たに措置命令を受けたものではありません。

本件につきましては、当該製品をご購入いただいたお客様をはじめ、日頃より弊社およびメルセデス・ベンツを信頼し、ご愛顧いただいております皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

弊社では、本件に対する消費者庁による措置(措置命令及び今回の課徴金納付命令)を厳粛に受け止め、本件措置命令において求められたすべての措置の遂行を完了し、消費者庁にその旨を報告済みです。今後も引き続き、法令遵守の徹底ならびに適切な管理体制により、再発防止に努めてまいります。

本件措置命令に関する詳細につきましては、弊社公式ホームページ内、2022年1月24日「お詫びとお知らせ」(社告)をご確認ください。

<https://www.mercedes-benz.co.jp/passengercars/brand/corporate/announcement.html>

**措置命令及び課徴金納付命令に関する
お客様お問い合わせ窓口:**

0120-656-256

営業時間/8:00~20:00 年中無休

※ システムメンテナンス等によりサービスを休止する
場合があります。あらかじめご了承ください。

報道関係者様のお問い合わせ窓口:

メルセデス・ベンツ日本 企業広報課

TEL. 047-427-2030

Mail. mercedes-japanpr@mercedes-benz.com

